

長野市農業委員会 第27回総会議事録

- 1 日 時 令和4年4月28日(木)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後2時50分
- 2 場 所 講堂(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田千代春 11番 佐藤 太吉 13番 北村 守
14番 中島 清 15番 林部 安壽 16番 羽田 悟
17番 中澤 澄夫 18番 関 正和 19番 吉原 俊夫
20番 松田 光平 21番 酒井 昌之 22番 塚田 厚
23番 和田 修 24番 北原 幸平 25番 北村 正彰
- 4 欠席委員
12番 小滝 愛子
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 本藤 孝行 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 大前 健 係 長 曾根 明美
係 長 倉島 友美 主 査 酒井 雅宏 主 査 駒村貴久美
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第240号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第241号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第242号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第243号 農地法第4条第1項の規定による許可の取り消しについて
議案第244号 長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について
議案第245号 非農地決定について
報告第109号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第110号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第246号 令和3年度事業報告について
議案第247号 農地利用最適化施策に関する意見書作成について
議案第248号 長野市都市計画審議会委員の推薦について

曾根会長代理 第27回総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。初めに農業委員会憲章の唱和を行います。通常でありましたら委員の皆さんにご唱和いただくところですが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、私が農業委員会憲章を読み上げますので委員の皆さんは着座のまま黙読をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。では、ただ今から、第27回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。本日の総会につきましては、現在の出席委員は在任委員25名中、23名で過半数に達しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号12番 小滝愛子委員。また議席番号20番 松田光平委員からは若干、遅れるとの連絡が来ておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

本日は午後3時から合同研修会を行いますので、総会終了2時45分を目安に委員の皆さまのご協力をお願いいたします。挨拶ですが、初めに青木会長より、お願いいたします。

青木会長 農業委員の会長の青木でございます。それぞれのお立場でお忙しい中、本日の総会にご参加いただきまして、ありがとうございます。ご苦労さまでございます。今日は農地のつぶやき第26号をベースに、それぞれご報告を含めて、ご挨拶をさせていただきます。

今、曾根代理からもお話がありましたけれども、周囲の桜も花から葉桜に移りまして、果樹の桃やりんごの花が競って咲いています。昨年の中頃は凍霜害の被害がちらほら出てきて、非常に心不安だったんですけど、今年は今のところ凍霜害の心配もなかろうと。雨もちょっと多いんで、このままいってもらうと避けて通れるのかなという期待もしております。

コロナ感染の状況でございますけど、ご承知のとおり長野県、とりわけ長野市はいつも群を抜いて高い数値、2桁から3桁の前後を乱高下しておりますけども、どっちか言えば年少者を含めた若い方の罹患率が非常に高いということでございます。私どもは、私も含めて3回のワクチン接種、全体的には8割、9割の方が接種されていますので、それぞれに自己防衛されてるというふうに見えるんですけども、いったん家庭内にそれが持ち込まれ、特に基礎疾患のある方については重病という形で、家庭全体が混乱するというような状況にあります。い

ずれにいたしましても、3原則のマスク、手洗い、換気。これに対しては徹底的に、お互いに気を付けたいというふうに思っています。これからまた連休に入って、それぞれ県外からも、いろんなお客さんが来られると思いますけども、お互いに徹底をしていきたいというふうに思っております。

話は変わりますけれども、4月4日に今度、新しく副市長に就任されました、西沢副市長さんに、私ども、彼を、ご就任のご挨拶に伺いました。副市長さんは当然、荻原新市長に一番近いところにおられる。市民新聞なんか見ますと、政策に関しては副市長さんのほうから市長に提言をされるという状況というふうに書かれておりましたけれども、いずれにしても最も近い位置におられるというふうに聞いております。以前、農林部長として1年間、私も農業委員在籍のときに1年間、お付き合いをさせていただきましたけれども、非常にご熱心な方ですし、こんなこと副市長に失礼かもしれませんが、真面目にこつこつやられるという性格な人格だというふうに、私どもは認識でいます。

今回、農業委員会を代表して、ご挨拶申し上げましたけども、私のほうからは令和4年度の県下19市の一般会計の中での農林関係の支出がどのくらいかという数字を調べまして、その資料を持って副市長とお話しさせていただきました。残念ながら長野市は数字だけ見ますと、一般会計の中に占める農林業費は1.4パーセントということで、県平均すれば結構、下位のほうにあるということで、数字だけが全てじゃないと思いますけれども、どちらか言うと、長野市の場合は広く浅くという、そういった感じです。

私が思うに、成長産業にするには重点志向というか、きちっと取っていかなければいけないのではないのかということで、できれば農業を成長分野ということで動いておられると思いますけれども、時には大胆な農業に対する投資もしたらどうかというような提言をさせていただきました。この件については、議会でも一部議論になっているというふうにも聞いてます。今後の推移を見守ってまいりたいなというふうに思っています。

それから次に、実はこの20日の日に、参議院の自民党議員の懇話会という農業委員会のいろいろ諸問題を研究されてる参議院自民党の議員懇話会がございまして、そこで農業委員の活動の実態を、ぜひ知りたいということで全国の農業委員会から参加者を指名されまして、私たまたま長野県の農業委員協議会の会長ということでもあって、長野市さん、ぜひやってくれと

ということで、県の農業会議からの依頼がございました。自民党の本部、永田町をキーに、私ども長野と、千葉県の香取市と、それから鹿児島県の屋久島町。この三つの農業委員会会長が事例発表をさせていただきました。ウェブでございましたけども、私も大体、正味8分ぐらい、いろいろとしゃべらせていただきました。

当然、今、皆さんご承知のとおり、国会で農地法関連の法案が審議されています。既に21日の衆議院では、この法案が全会一致で通過しております。これから参議院でご議論されるということですが、多分、参議院では、参議院の先生がたは、これから議論するに、農業委員会の現場の実態はどのようなということへの多分、事前の情報収集でやられたと思います。私のほうからは、当日は政府、たまたま自民党の農林水産委員会の筆頭理事さんはじめ、議員さん約20名ぐらい。政府側から武部農林副大臣。それから農水省の農業委員会関係やってる光吉一さんっていう経営局長さんも同席をされていました。私のほうからは一つは、地元でやっております中間管理事業の取り組みにおいて、いろいろ制度における課題について、私のほうからは報告をさせてもらったのが、一つあります。

それともう一つは、農業委員と推進委員の役割と、現場としての問題点ということでも、課題提起をさせていただきました。とりわけこれから人・農地プラン、それぞれ地域の将来のビジョンをつくっていくところにおいて、農業委員それから推進委員のそれぞれの役割分担含めて、今の体制でいいのかどうかということについて、課題を投げ掛けました。

さらに、私、今たまたま県下全域の農業委員会の会長ともお話しするんですけども、特に町村、町、村の農業委員会さんは、長野市みたいに、これだけの素晴らしいスタッフがそろってないんですよ。ほとんど事務局も兼務でやられてるということで、こういった人・農地プラン、地域計画をこれから作るとなると、本当に今の体制でできるのかどうかというようなことも含めて、永田町のほうに投げ掛けさせていただきました。そんなことで、これらもまた、これから参議院の法案審議にどう生かされるか、私自身は注目していきたいというふうに考えております。

それからもう1点は、過日の各調査会におきまして事務局のほうから、皆さまがたに活動記録のお願いをさせていただきました。正直申し上げまして、私も農水省の経営局長のお願い、直接、各農業委員会さんにダイレクトでお願いに来るとは思っておりませんでした。結構、厳しい内容といたしますか、表現も含め

て、ちょっとこれをいきなり各農業委員、推進委員にお願いするのはどうかなというような重い内容があったんですけど、いずれにしても、本庁において、国の中心において、農業委員会の活動の動きが、もうちょっと見えないという内容が議論されてるということでございます。

私に言わせれば、農業委員会の動きが即イコール荒廃地が増えてるという、そういう短絡的な話でないだろうというふうに思いますけども、農業関係以外の方が、農業委員会の動きに対してもう少し分かるような形でということで、今回、活動記録を公文書として取り扱うということになったという経緯がございますので、それぞれのお立場でいろいろなご意見等々あると思いますけれども、一応、私どもの日頃の活動をまとめ上げるという意味で、この活動記録のご協力をお願いしたいというふうに思います。この話はまた、今日の研修会のときにも、推進委員の皆さんにも、お願いをしたいというふうに考えております。

昨日、事務局のほうでは、全国の農業会議所が中心になってウェブで説明会を急ぎょ開きました。全国から、あちこちからいろんな質問が出て、全部、対応しきれなかったというお話も聞いております。それだけ全国の農業委員会では、この課題については、いろいろと課題を抱えてるなというふうに認識しております。いろいろあるので、これはこれから、それぞれの意見を交換し合いながら、いい方向に持っていければいいなというふうに思っています。

最後に4月1日付で市の職員の人事異動がございまして、特に今回、本藤新事務局長はじめ幹部の方については、前回ご紹介いただきましたけども、今日は調査会を担当される職員の方も、お見えでございますので、自分のところの担当者だけでなく、事務局全体のメンバーは、ぜひ農業委員に知っていただきたいということもあって、今日お忙しい中、来ていただきましたので、ぜひ顔を覚えていただければありがたいというふうに思っています。

今日は農地法関連だけでなく議案、審議でございまして、3時以降、先ほどもお話もありましたけれども、研修会が控えておりますので、闊達な議論の中でも、できるだけ効率上げて進めていきたいというふうに思っております、皆さまのご協力をよろしくをお願いをしたいと思います。

それでは以上をもちまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございました。続いて、本藤事務局長

よりお願いします。

本藤事務局長 3月の総会のときに、ご挨拶させていただきましたけど、改めまして4月1日付で農業委員会の事務局長に就任しました、本藤孝行と申します。昨年度までは、同じ農林部ですけど、いのしか対策課長ということで、去年も研修会のときに説明をさせていただいたと思います。私は農業委員会、2回目でございます、平成25年、6年、7年と、ちょうど農業委員会の法律というのが変わる頃で、改革された安倍内閣のときで、てんでこま이었다のを、よく記憶しております。会長のお話にあったとおり、また関連法案出てまして、これで大きな動きがございますので、しっかり情報収集しながら、皆さんと相談し情報を共有しながら、努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。今回の4月1日付の異動で、私を含め5名の職員、新たに転入がありましたので、自己紹介方式で紹介させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

熊井主幹 事務局主幹、熊井孝夫と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

笠井事務局長補佐 局長補佐の笠井と申します。農地担当になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

倉島係長 農地調整担当に異動してまいりました倉島友美と申します。東部地区を担当いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

小林主事 農地調整担当に配属となりました小林來以奈と申します。よろしくお願ひいたします。地区は中部地区を担当します。よろしくお願ひいたします。

本藤事務局長 よろしくお願ひいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をいただきます。青木会長、議事進行をお願ひいたします。

議長 それでは規定に基づきまして議長を務めさせていただきます。着座にて、進行させていただきますので、ご容赦いただきたいと思ひます。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号7番 鈴木洋一委員、議席番号8番 青木明夫委員、両委員にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくは、その配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事進

行に関しましては、議案第 242 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。この他、本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がおられたら、お申し出ください。

村田調査会長
議

非農地決定は大丈夫ですか？

非農地決定についてはなにか問題ありますか。対象になるってことでいいんですか。

熊井主幹
議
熊井主幹
議

申し訳ございません。退席で、お願いをしたいと思います。対象になるということですね。

はい。退席とさせていただきます。

村田委員、よろしいですか。村田さん自身が、あるということですね。分かりました。その内容で進行させていただきますので、よろしくお願いします。その他ございますか。それでは今、村田南部調査会長の 1 件ということで確認をさせていただきました。次に議案等の修正等について事務局よりご報告をお願いいたします。

大前係長

事務局の大前です。それでは私から議案の訂正事項について、ご報告申し上げます。お手元の訂正票をご覧ください。農地法等議案になります。初めに 3 ページ、3 条の番号 10 ですが、議案削除となります。申請が取り下げられたことによるものでございます。

続きまして 7 ページ、5 条の番号 1 の現況地目欄でございしますが、田が畑に訂正となります。また、それに伴いまして面積合計欄も、田 1 筆 1330 が、畑 1 筆 1333 に訂正となります。

続いて 27 ページの非農地決定でございしますが、番号 230 が議案削除となります。これは耕作していることが分かったためでございます。また 39 ページの非農地決定の 1 番下段の部分でございしますが、非農地区別面積集計表も、それに伴いまして原野 311 筆 102,655.52 m²が、原野 310 筆 101,674.52 m²。また、合計 491 筆 194,600.58 m²が、合計 490 筆 193,619.58 m²に訂正となります。

訂正は以上となりますが、過日、開催された地区調査会での訂正も確認させていただきたいと思っておりますので、調査会でお配りした訂正票お持ちであれば、ご覧いただきたいかと思っております。

9 ページの 5 条、番号 9 の備考欄でございしますが、開発許可が追加となります。続いて 10 ページの 5 条、番号 12 の備考欄でございしますが、一時転用（許可日から 3 年間）が追加となり

議 長 ます。以上となります。どうぞ、よろしくお願いいたします。
ただ今事務局から修正等について、ご報告がありました。本日、配られた資料では4件。それから事前に調査会等で修正依頼がありました、これは2件。計6件の修正が出ております。それぞれご確認いただければよろしいかと思っておりますのでお願いいたします。

それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について、審議を行います。議案第240号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明を、お願いいたします。

熊井主幹 事務局の熊井です。私のほうから説明をさせていただきます。説明は座ったままで失礼をいたします。初めに本日の資料でございますけれども、農地法議案に係る本冊のみでございます。それでは、議案第240号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明を申し上げます。第27回総会農地法議案の1ページをご覧ください。番号1番から3ページの9番までの9件でございます。内容は所有権移転案件が7件。使用貸借権設定案件が2件になります。なお、2ページの8番、3ページの9番の、計2件は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今事務局から説明がありました。本案件は長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、お願いをいたします。初めに中部地区調査会長から1番、2番について、お願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。1番、2番でありますけれども、現在、A1状態にあります。いずれも受人は、ネギ、タマネギをしっかりと作っていきたいということでありまして、許可条件に適合しておりますので問題はないと判断いたしました。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、3番から8番お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。よろしくお願いいたします。3番から7番までは、調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たしているため、問題ないと判断しました。8番は農家創設です。受人は●●さんという●●の方なんです。今まで東

京のほうで 14 年間暮らされていて、今般のこのコロナをきっかけに、田舎暮らしを考え始め、信更町に理想の空き家を見つけたため、東京から移住を決断したということです。東京でも畑を借りて家庭菜園的に野菜の栽培というようなことはされていたようでもあります。ご本人さまは IT 関係の仕事をされておりまして、こちらの長野のほうへ来ても、リモートワークで仕事をしながら、農業をしていきたいというようなお話でした。空き家を購入されてということなんですが、まず自家用野菜から作り始めて、だんだん規模を大きく広げていきたいというようなお話です。調査会にも、もちろんおいでいただいております。ご本人さんは●●歳ということで、まだ若い方ですので、そういう面では期待をしていきたいなと思います。ただ、●●の方ということで、地域の人たちと自由にコミュニケーションを取り、地域に溶け込むことが大切だというようなお話をさせていただいて、今、その努力をお願いしたところがあります。調査会では問題ないというように判断しました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から、9 番お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。9 番につきましては、農家創設ということの案件であります。●●さんっていう方で、日本人の方かと思ったんですが、外国の方ということでありました。日本に来てから、祖母の農業の手伝いをしたりとか、近所の農家の野菜を作っていたということでもあります。コロナの影響で収入が少なくなったということで、農業を本格的にやっという決意で今回、新規就農という形でやることになったようであります。一応、計画書を聞いた中では、資金計画の中でも、長いもを作るための機械についても、一応、バックホーとか、トレンチャーもあるということでありましたんで、しっかりやってくような様子に受けましたので、一応、今回この許可条件にも適合していて、問題がないということで判断させていただきました。

10 番の案件が、削除ということでありました。一応、調査会で話し合いをした中で、田んぼなんですけど、田んぼにできるような土壌じゃなかったということで、これはちょっとおかしいよねっていう話で、保留の状態です。調査会は決めていたんです。今、一応、今日来ましたら、申請を取り下げるといような形になったということでもあります。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは以上、9 件の案件につきまして質疑に入りたいと思います。ただ今の事務局説明並びに

各地区調査会長からの報告につきまして、発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第240号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できました。よって議案第240号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第241号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第241号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明を申し上げます。5ページをご覧ください。番号1番から3番までの、3件でございます。1番は稼働中の営農型太陽光発電施設の一時転用期間が、令和4年5月22日で終了することから、事業継続のため更新申請するものでございます。許可日から3年間の一時転用案件です。また、この案件につきましては備考欄に機構意見と記載がありますとおり、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であるため、北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議いただいた結果踏まえ、長野県で許可、不許可の判断を行うものとなります。

2番は貸駐車場を設置する転用案件です。3番は農業用倉庫の建築及び住宅敷地を拡張する住宅敷地を拡張する転用案件でございます。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題はないと判断をいたしました。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今事務局から説明がありました。それでは、この案件につきまして地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、お願いいたします。初めに西部地区調査会長から1番について、お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村といたします。よろしく申し上げます。今の事務局から説明ありましたとおり、同様に西部地区でも審議いたしましたけども、全員一致で許可条件を満たしており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして中部地区調査会長から2番、お願いいたします。北村地区調査会長 2番でありますけども、新しく保育園を新築するということに伴いまして、職員、それから送迎の親御さん、その人の車の

- 駐車場としての相談を園のほうから受け、駐車場を新しく新設するということで決断をして、申請をするということでありまして、周辺農地を見まして、営農条件に支障はないということですので、許可相当というふうに判断をいたしました。
- 議 長 続きまして東部地区調査会長から、3番についてお願いいたします。
- 北村地区調査会長 東部地区の北村です。3番につきましては、農業用倉庫の建築と、住宅敷地の拡張という案件でございます。一応、この方ですが、この土地とは別に農業用倉庫を建てていたんですが、その建物を長男の方が、地域に対して日用品小売り事業ということで販売をするための施設を造りたいということになったようであります。これについては長野市の建築指導課とかにも、事前の相談をした中で許可が受けられるというようなことで進んだようなので、そうしますと農業用の機械を入れるものがなくなっちゃうってということで、今回新たに●●の中に倉庫を建てて、あと住宅敷地の拡張というようなことで進めたいということで話がありました。一応、調査会で検討した中で、許可条件にも適合してるので、特に問題はないということで判断させていただきました。以上です。
- 議 長 ただ今各調査会長から、それぞれ計3件の案件につきまして検討結果についての報告をいただきました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに、各地区調査会長の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですか。関委員。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。事務局の方にお尋ねしますが、栽培についてワラビということなんですけども、この収穫量と販売額といいますか。ちょっと分かれば教えていただきたいです。
- 議 長 事務局、お願いします。
- 酒 井 主 査 事務局の酒井です。販売量と収穫量というのは昨年度ということではよろしいでしょうか。
- 関 地区調査会長 いいです。
- 議 長 昨年の実績で、お願いします。
- 酒 井 主 査 昨年の実績は3月総会の際に報告させていただいたんですが、収穫はありませんでした。こちら近隣の反収に対して8割というのは許可の基準にはなってくるんですが、1回目の許可申請のときの計画と、補植する根株の調達の計画が変更になって、数年に分散して補植することになったことであったり、昨年度は収穫はできたんですけども、ちょっと干ばつであったり、ネズミの食害というものがございまして、知見を有する近

隣耕作者からの意見として、根株の養生を最優先にするということで、収穫ができたにもかかわらず収穫をせず、補植の養生に専念をしたため、収穫がゼロという形になっております。以上です。

議 長
関 地区調査会長
議 長
酒 井 委 員

関委員、いいですか。

はい。分かりました。

他にいかがですか。酒井委員。

今、事務局の酒井さんから、お話があったんですけども、関委員のご質問は全く、よく分かるんで、私のほうから補足をさせていただきたいと思うんですけども、よろしいですか。

議 長
酒 井 委 員

はい、結構です。

私どもも、ワラビ栽培しておりますけれども。アマワラビを栽培しております、この3日から5月いっぱい、ツアーをして、皆さんに普及活動を含めながら、楽しんでいただこうということでやっておりますけれども、私も栽培当初から技術指導ということで関わってまいりました。

特に私たち、●●の現状から、お話をさせていただきますけれども、私たちは長野県の地域発元気づくり支援事業の適用を受けて、耕作放棄地、約30アールを復元して、そこに植えたわけでございますけれども、正直申し上げまして、大手の種苗会社から苗を購入して植えました。しかしながら全く発芽状況というのはふぞろいで、予定していた県が指標として出しているものの、10分の1ぐらいしかないわけなんです。

そういうことで相談しましたら、県では継続事業ということで2年間、もう1年、継続事業としてやりなさいということで、苗をまた200キロから補植をいたしました。そうして、そういう経過を経て、とにかく収穫をするには何といたっても根株ですよ。養生をして、しっかりした根株を作らないと、収穫は上がらないわけなんです。そういうことから、私たちの経験を基にして、3年目はひたすら根株の養生に努めようということで、あえて収穫はゼロにいたしました。

その結果、今年は素晴らしい成績になりまして、5月8日には縁日で●●が店を一角、出すんですけども、ここにかんりの量の販売ができ、さらにはJAにも出荷するというようなことで、今年はかなりの成果が期待をされてるということでございますので、あえて補足説明をさせていただきました。

議 長
酒 井 委 員
議 長

3年間で8割の収穫というのは、非常に今のところは無理だということですよ。だから。補植して、株を養生して初めて。そうです。

具体的な数値が上がってくるということなんです。

酒井委員 あと、県とは3年目から収穫可というふうになってますけれども。

議長 現実には。

酒井委員 現実はそのようなものじゃないです。

議長 なかったわけですね。分かりました。酒井委員、ありがとうございました。他、この件に、この3件の案件につきましては、ご質問ございますか。よろしいですか。それでは意見が出尽くしたようでございますので、採決に入らせていただきます。議案第241号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の方の賛成が確認できましたので、議案第241号を原案のとおり決定することにいたします。

続きまして議案242号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明を、お願いいたします。

熊井主幹 議案第242号農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。番号1番から10ページ、11ページの12番までの12件でございます。1番は駐車場を設置する一時転用案件で、許可の日から20カ月間としております。2番は通路、資材置き場を設置する一時転用案件で許可の日から令和5年3月30日までとしております。

8ページをご覧ください。3番は農家分家住宅を建築する転用案件でございます。4番は駐車場及び庭を設置する転用案件でございます。5番は農家分家住宅を建築する転用案件でございます。6番は仮設工事用地を設置するための一時転用案件で、許可の日から令和5年3月31日までとしております。

9ページをご覧ください。7番は天然ガス輸送導管保安施設を設置する転用案件でございます。8番は駐車場を設置する転用案件です。9番は農家分家住宅を建築する転用案件でございます。

10ページをご覧ください。10番は自己用住宅を建築する転用案件でございます。11番は農家住宅を建築する転用案件です。12番は建設残土置き場及び土壌改良のための一時転用案件で、許可の日から3年間としております。この案件につきましては、備考欄に機構意見とありますが、一時転用面積が30アールを超えるものであるため、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件であります。北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議をいただいた結果踏まえて、長野県

で許可、不許可の判断を行うものとなります。

また番号3番、5番、9番及び10番は、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。従いまして開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可见込みのあるものでございます。

また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断をいたしました。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今事務局から説明がありました。審議の進行につきまして、皆さまに確認をいたします。お手元の、冒頭ご説明申し上げました別紙1の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当しますので、別扱いとし、関係する委員に退席をしていただいて審議をしますので、その案件は単独で行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 確認をさせていただきました。それでは1番から12番のうち、委員が関係する12番を除き、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番から3番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1から3の3件につきまして、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長から4番について、お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。西部地区で審議いたしました結果、許可条件を満たしており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、5番から8番、お願いいたします。

北村地区調査会長 少し、順番にご説明いたします。5番は農家分家住宅ということで、実家をサポートするというので、周りは父親のリンゴ畑でありますので、支障は生じないということであります。それから6番、7番なんですけど、6番は一時転用ですので、6番の借人ですね、それと7番の受人、同一の企業ですけども、

これは新潟県から首都圏に向けて天然ガスのパイプラインを搬送する企業なんですけども、途中の施設が老朽化いたしまして、そこにバルブステーションを設置し、保安機能を強化したいという目的で、今回の申請なんですけど、6番はその工事のための一時的転用。それから7番は、今ある土地をもっと拡大しての機能強化ということでありまして、これで譲り受けるということでもあります。いずれも周辺農地の営農状況には支障は生じません。

8番は運送会社が事業を拡大しておりまして、現行の駐車場では手狭ということで、本社近くのいろんな土地を探したんですけども、ここしかないということでありまして、転用案件ということでもあります。ここも周辺農地に確認いたしましたが、問題ないということで、いずれも許可相当というふうに判断をいたしました。以上であります。

議 長 続きまして南部地区調査会長から9番から11番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。9番、それから10番、11番なんですけど、調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しており、周りの農地にも影響はないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にありませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようで、採決は行います。委員が関係しているため、審議から除いた案件以外を、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。続きまして、委員が議事に参与をすることができない案件について審議をいたします。採決から除いた別紙1を審議いたします。当事者である曾根委員には、採決が終わるまで退席を、お願いいたします。

【曾根会長代理退室】

議 長 それでは、南部地区調査会長から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。12番なんですけど、大岡の曾根代理の畑なんですけど、非常に高低っていうか、ちっちゃい畑が何段かに分かれた所があるらしいんですけども、そこへ建設残土を入れて4,600㎡ぐらいの平らな畑に、将来3年間かけてする

というふうな計画です。畑になったら、ソバを作りたいというふうなお話も聞いておりますが、許可要件には適合しておりますし、周りの畑、農地に全く影響がないというふうに判断しましたので、問題ないと思います。以上です。

議 長 　ただ今地区調査会長からの報告について、ご発言のある方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 　それでは意見がないようですので、採決を行います。別紙1につきまして、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。それでは曾根信一委員の入室を許可いたします。

【曾根会長代理入室】

議 長 　以上で議案第242号は全て許可相当と決定といたしました。続きまして、議案第243号農地法第4条第1項の規定による許可の取り消しについてを議題といたします。事務局より説明を、お願いいたします。

熊井主幹 　それでは議案第243号農地法第4条第1項の規定による許可の取り消しにつきまして、ご説明を申し上げます。13ページをご覧ください。本件につきましては、令和3年5月31日開催の第16回総会におきまして農地法第4条による農家住宅への転用案件として許可相当として決定し、県に進達し、同年6月9日付で許可となった案件でございます。申出の理由でございますけれども、取消内容・理由欄に記載のとおり、予定しておりました住宅の建築を中止したことから、許可取り消しの申し出があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今事務局より説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、お願いいたします。西部地区調査会長から、お願いいたします。

岡村地区調査会長 　ただ今説明ありましたように、当初は住宅の建築をしたいということで、住宅を建てたいということで、農地から転用をしたわけでございますけれども、それが令和3年の6月に承認されたわけでございます。しかしながら、住宅の建築を中止したいと。ついては畑を今のままで耕作をしたいと、こういう中止の連絡がございました。以上でございます。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ないです

ね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第 243 号につきまして、許可を取り消すことが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できましたので、議案第 234 号は許可を取り消すことが相当といたしました。

続きまして議案第 244 号長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を、お願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 244 号長野市空き家取得者が取得する特定農地の指定について、ご説明を申し上げます。15 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件でございます。この件につきましては、長野市の空き家バンクに登録された空き家に付随した特定農地の指定でございます。指定する農地は長野市信州新町日原東字中道北●●、●●及び●●の 3 筆で、地目は畑。面積は合計で 714 m²でございます。通常、信州新町地区の下限面積は 10 アールですので、714 m²では所有権移転はできませんが、空き家に付随した農地につきましては、空き家と共に取得する場合には、農家創設をすることなく、1 アール以上、10 アール未満で取得することができます。また、この農地は長野市空き家取得者が取得する特定農地にかかる、別段の面積に関する要項の基準を満たしておりますので、空き家に付随した農地の指定について、ご決定いただくものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今事務局からの説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、お願いいたします。南部地区調査会長から、お願いします。

村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。ただ今説明のとおりです。宅地に隣接している畑 3 筆です。きれいに整地をされておりますし全く問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので採決に入ります。議案第 244 号を特定農地の基準を満たすものとして原案のとおり、空き家に付随する特定農地として指定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので議案第 244 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 245 号非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明を、お願いいたします。

熊井主幹 それでは議案第 245 号非農地決定についてご説明を申し上げます。17 ページをご覧ください。番号 1 番から、39 ページの 491 番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきまして、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。その後、農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いたしますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行して、その時点で農業委員会の農地台帳へも、非農地として反映をされます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができるものでございます。39 ページに面積の集計を載せさせていただいております。今月、ご決定いただくものは山林が 180 筆で、面積が 91,945.06 m²。原野が 310 筆で、面積は 101,674.52 m²。合計で 490 筆 193,619.58 m²でございます。多くは本年 2 月に対象者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから、まとめて申請が上がったものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 この案件につきましては、先ほど村田委員から、本人に関与する案件が入っているという申し出がございましたので、村田委員の該当する番号 373 番の案件は、独立して審議させていただきます。除いて審議をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。ただ今事務局説明の内容で、ご質問等々ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。関委員。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ちょっと教えていただきたいんですけど、登記簿所有者が亡くなったものについては、今後どんなふうな形で、われわれが関わっていけばいいか聞きたいと、お願いします。

議長 事務局。今、お分かりになられたら。後ほど調べてでもいいですけど、回答お願いします。

松橋事務局長補佐 登記簿所有者が亡くなったケースなんですけども、それについては、また今後、事務局のほうでも、どういう形でお願いしていくかっていうのを、また詰めていきたいと思っておりますので、またそのときに、ご案内申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上になります。

- 議 長 関委員、よろしいですか。他にご意見ございますか。それでは、これから採決に入ります。先ほど申しましたように、番号373番の案件を除いて、この原案に賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成が確認できましたので、373番を除いた案件につきましては、許可といたします。
- 【村田委員退室】
- 議 長 村田委員が、私が言う前に退席をいたしましたので、引き続きまして委員が該当する案件、373番につきましてもの質問を受けたいと思いますけども、委員の皆さんからご発言ございますか。特にないですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、あらためて373番の案件のみ採決に入ります。この案件に対して賛成の方の挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成が確認できました。よって議案第245号非農地決定につきましては、全て原案どおり可決いたしました。村田委員、入室をお願いいたします。
- 【村田委員入室】
- 議 長 それでは次に進めます。続きまして報告第109号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について及び報告第110号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。
- 熊井主幹 報告第109号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ご報告申し上げます。41ページをご覧いただきたいと思っております。番号76番から43ページの85番までの10件でございます。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化調整区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいということになっております。4条の転用届けとなり、自己転用、農地の権利移動を伴わない転用届けです。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題なく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。
- 続きまして、報告第110号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告申し上げます。45ページを、ご覧をいただきたいと思っております。番号200番から、51ページの221番までの、22件でございます。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく事務局長専決による受理をしておりますので、ご報

告申し上げます。

以上、報告案件の2件につきまして、ご説明をいたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今事務局から報告第109号及び第110号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようであります。報告案件でございますので、ご了解をいただくよう、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、農地法関連の議案審議が全て終了いたしました。ここからは、その他、農業委員会事業に関わる事項について審議をいたします。議案第246号令和3年度事業報告についてを議題といたします。最初に事務局から、ご説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 　それでは私のほうから、ご説明を申し上げます。皆さまのお手元のほうに、資料をお配りしてあると思います。議案第246号令和3年度農業委員会事業報告について、資料ナンバー1をご覧いただきたいと思ひます。こちらの資料につきましては、1ページの1の、農地等の利用の最適化の推進から始まりまして、6ページ13の農業者年金の加入促進まで、昨年度の事業内容の報告でございます。また資料の別表が実績数値等をまとめたものでございます。本議案につきましては、4月の各地区調査会におきまして説明をさせていただいておりますので、この場での説明は省略をさせていただきます。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 　ただ今事務局から説明をいただきました。この件につきまして、調査会でそれぞれ詳細、資料に基づいてご説明をいただきましたけれども、調査会での中でのご議論ございましたら、それぞれご報告を、お願ひいたします。初めに北部地区調査会長から、お願ひいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。この事業報告につきましては、調査会で検討いたしまして、原案どおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長、お願ひします。

岡村地区調査会長 　北部地区と同様に検討いたしました結果、この原案どおりで良いという、そういう結論が出ております。ご報告をさせていただきます。以上でございます。

議 長 　続きまして、中部地区調査会長お願ひします。

北村地区調査会長 　同様でありまして、この内容で問題ないということでありませう。以上でございます。

- 議 長 続きまして、南部地区調査会長、お願いします。
- 村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。南部地区も原案どおりでよいということです。以上です。
- 議 長 最後に東部地区調査会長、お願いします。
- 北村地区調査会長 東部地区の北村です。原案どおりで問題ないということで、いいと思います。
- 議 長 それでは、これより質疑に入ります。本案件について発言のある方の挙手を求めます。よろしいですか。
- 【質疑なし】
- 議 長 では質問等がないようでございますので、採決に入ります。議案第 246 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成は確認できました。よって議案第 246 号は原案のとおり決定いたしました。
- 続きまして議案第 247 号農地利用最適化施策に関する意見書作成についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明を、お願いいたします。
- 笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。お手元の資料、議案 247 号農地利用最適化政策に関する意見書作成について、資料ナンバー 2、こちらをご覧くださいと思います。こちらにつきましても、意見書と農政懇談会、スケジュールにつきまして地区調査会で説明しまして、ご了解をいただいております。5月、6月の地区調査会で意見内容の検討を始めまして、8月の総会で意見書を決定し、9月に市長部局へ提出し、10月の市長との懇談会に臨みたいと思います。事務局からは以上になりますが、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 それでは、ただ今のご説明に対して質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。特別ありませんね。それでは質問が……。どうぞ、関委員。
- 関 地区調査会長 ちょっと確認なんですけど、今あらためて配布いただいたのは、議案の番号と表題が変わったっていうだけで、いいんですか。前、資料いただいたのと違い。
- 笠井事務局長補佐 申し訳ございません。議案番号を除いたものを先に配布してしまいまして、そこを入れたものを今、配布させていただきました。申し訳ございませんでした。
- 議 長 正規の議案書を配布したということですね。関委員、よろしいですか。それでは、質問それ以外ございませんね。それでは採決に入ります。議案第 247 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成が確認できましたので、議案第 247 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 248 号長野市都市計画審議員の推薦についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。議案第 248 号長野市都市計画審議会委員の推薦について。資料ナンバー 3、こちらをご覧いただきたいと思えます。1 番、依頼につきまして。都市整備部都市計画課からの依頼です。令和 4 年の 3 月末日をもちまして、現委員の任期が終了するため、引き続き農業委員会から委員を推薦してほしいというものです。任期は 2 年間です。依頼が遅れた理由ですが、コロナの影響で同委員会の会議の開催が遅れたためとのことです。2 番の概要にあります。現在、青木会長が当委員会から出ていただいております。3 番に候補者を推薦ということですが、事務局としましては引き続き青木会長に出ていただきたいと思いますと考えております。事務局からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今、議案第 248 号について、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。鈴木委員。

鈴木委員 これ、3 番のマスの中に農業振興審議会委員候補者ってありますよね。これ、都計審の候補じゃなくてですか。言ってる意味、分かりますか。この 3 番のところに、農業振興審議会委員候補者となってますよね。これは農業振興委員会候補者でいいんですか。

笠井事務局長補佐 大変、申し訳ございません。ここ、間違っております。大変、申し訳ございませんでした。このところ、農業振興審議会委員候補者ではなく、長野市都市計画審議会委員候補者の訂正をさせていただければと思えます。申し訳ございません。

議 長 資料の訂正を、お願いいたします。3 番の都市計画審議会委員候補者の推薦についての項で、マスの中にあります農業振興審議会委員候補者を、長野市都市計画審議会委員候補に変更をお願いいたします。他に、ご質問ご意見ございますか。ありませんか。それでは質問がないようでありますので、採決に入ります。議案第 248 号を、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 賛成多数でございますので、議案第 248 号は原案のとおり、決定いたしました。

以上で予定をしておりました議事が全て終了いたしました。その他、議案として皆さまがたのほうから、ご提案する項目等ございましたら、挙手をお願いいたします。特別ございませんか。それでは、審議を打ち切ります。

闊達なご審議いただきましてありがとうございました。これで私のほうの議事進行を終了させていただきます。曾根会長代理さんのほうに、進行をお預けいたします。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 青木会長、議長のご役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまから、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思っております。よろしいですか。それでは最後に事務局から、今後の日程の説明も含めて、お願いしたいと思っております。

笠井事務局長補佐 事務局から今後の日程等を説明させていただきます。次第の一番下でございますが、次回の第28回総会でございますが、5月31日火曜日、午後1時半から3時半までの予定で、第2庁舎の10階会議室203で行う予定でございます。それから裏面をご覧くださいと思います。2番、令和4年5月の地区調査会及び農家相談会の日程一覧は記載のとおりでございます。その下、3番。今後の会議等、日程一覧ですが、第29回総会、6月30日までの主な行事を載せてございます。お忙しい中ではありますが、ご予定をお願いいたします。事務局からは以上になりますが、よろしくお願いいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。以上をもちまして、第27回総会を終了いたします。